

令和 7 年度地域公共交通計画の変更認定申請等について

1 報告事項

令和 6 年 6 月 1 4 日付けで提出した「地域公共交通計画」の変更届出書について

(1) 概要

令和 6 年 6 月 1 4 日に改正された地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、令和 6 年 6 月 1 4 日付けで提出した「地域公共交通計画」の内、地域間幹線系統（西部線・作野線）に係る負担額算定表「表 2」について、令和 5 年度に名鉄バスが行った運賃改定申請に伴う変更届出書を提出したもの

(2) 変更箇所

資料 1－4－2 表 2 の赤字部分

(3) 提出書類

資料 1－4－1（鑑文）及び資料 1－4－2（表 2）

(4) 提出日

令和 6 年 9 月 1 1 日（水）

2 協議事項

令和 6 年 9 月 1 1 日付けで提出した「地域公共交通計画」の変更認定申請について

(1) 概要

令和 6 年 9 月 1 1 日付けで提出した「地域公共交通計画」の内、地域間幹線系統（西部線・作野線）に係る負担額算定表「表 2」について、ららぽーと開業に伴うルート変更に伴う変更認定申請を提出するもの

(2) 変更箇所

資料 1－4－4 表 2 の赤字部分

(3) 提出書類

資料 1－4－3（鑑文）及び資料 1－4－4（表 2 及びルート図）

(4) 提出日

本協議会で協議が調い次第、速やかに提出予定

陸上交通様式第 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

6 都計第 4 3 号
令和 6 年 9 月 1 1 日

国土交通大臣 殿

住 所 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
氏名又は名称 安城市総合交通会議
会長 松本 幸正

地域公共交通計画変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 6 年 10 月 1 日

○ 変更箇所

別添「表 2」中、2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益、3. 旅客運賃の上限変更認可状況、4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合の赤字部分

○ 変更理由

令和 6 年 6 月 14 日付要綱改正により、運行事業者が運賃改定を行った年度の補助対象経費等について運賃改定分の見直しを行うこととなった。

令和 5 年 9 月 13 日に名鉄バスが運賃改定申請を行っており、要綱改正に伴い、当初認定申請の書類に修正が生じるため。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	名鉄バス株式会社	令和7年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,462,894 千円	営業外収益	50,103 千円	経常収益(イ)	7,512,997 千円
	営業費用	8,512,262 千円	営業外費用	7,527 千円	経常費用(ロ)	8,519,789 千円
	営業損益	△ 1,049,368 千円	営業外損益	42,576 千円	経常損益	△ 1,006,792 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km 17,561,589.1				経常収支率	88.18 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,804,017 千円	営業外収益	70,292 千円	経常収益(イ')	6,874,309 千円
	営業費用	8,197,497 千円	営業外費用	7,442 千円	経常費用(ロ')	8,204,939 千円
	営業損益	△ 1,393,480 千円	営業外損益	62,850 千円	経常損益	△ 1,330,630 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km 17,189,274.5				経常収支率	83.78 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,277,169 千円	営業外収益	147,315 千円	経常収益(イ'')	6,424,484 千円
	営業費用	8,459,107 千円	営業外費用	6,806 千円	経常費用(ロ'')	8,465,913 千円
	営業損益	△ 2,181,938 千円	営業外損益	140,509 千円	経常損益	△ 2,041,429 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km 17,410,333.3				経常収支率	75.89 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
東海	486円25銭	477円32銭	485円13銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
東海	482円90銭	407円92銭	407円92銭	74円98銭	427円80銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
東海	令和 5年 9月13日	基準期間の当年度	3／3	20.76%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点																
東海			あんくるバス西部	新安城駅南口	東刈谷駅北口	新安城駅南口	360 日	2,520 回	7.5	52.5 人	往 19.9km 復 . Km	(平均) 19.9Km	往 0.0 Km 復 0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0Km	0%	100%
			あんくるバス作野	新安城駅南口	東刈谷駅北口	新安城駅南口	360 日	2,520 回	7.6	53.2 人	往 19.9km 復 . Km	19.9Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0%	100%
						日	() 回			人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	%	%
						日	() 回			人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	%	%
合計			系統							往 . Km 復 . Km	往 39.8km 復 0.0km	往 . Km 復 . Km	0.0km		往 . Km 復 . Km	0.0km	往 . Km 復 . Km	0.0km	往 . Km 復 . Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヲ	計画実車走行キ ロ ワ		補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ								
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適 用がある場合				3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間											
							基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1＋ コ)×フ＝g	経常収益 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の 適用後のキ ロ当たり経 常収益 ノーh＝ノ	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ'' ＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' ＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f										
東海			100%	50,148.0	km	20,456,372	円	86円37銭	20円25銭	20円25銭	86円37銭	106円62銭	4,832,575	円	50,148.0	. km	96円36銭	5,299,882	円	50,148.0	. km	105円68銭	5,909,404	円	50148.0	. km	117円83銭	4,331,282	円
			100%	50,148.0	km	20,456,372	円	88円58銭	20円26銭	20円26銭	88円58銭	108円84銭	5,093,099	円	50,148.0	. km	101円56銭	5,372,354	円	50,148.0	. km	107円12銭	5,910,643	円	50148.0	. km	117円86銭	4,442,109	円
			%	.	km		円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	.	km	円 銭	円	.	km	円 銭	円	.	km	円 銭	円	円 銭		円
			%	.	km		円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	.	km	円 銭	円	.	km	円 銭	円	.	km	円 銭	円	円 銭		円
合計				100,296.0	. km	40,912,744	円						9,925,674	円	100,296.0	. km		10,672,236	円	100,296	. km		11,820,047	円	100,296.0	. km		8,773,391	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ムーラ＝ウ
東海			16,125,090円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205千円	4602.5千円	19,885,187円	15,282,687円
			16,014,263円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205,367円	9,205千円	4602.5千円	19,774,360円	15,171,860円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			32,139,353円	18,410,734円	18,410,734円	18,410,734円	18,410,734円	18,410,734円	18,410千円	9,205千円	39,659,547円	30,454,547円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海			0円	0%	15,282,687円	100%	0円	0%	0円	0%	
			0円	0%	15,171,860円	100%	0円	0%	0円	0%	
			円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			0円	0%	30,454,547円	%	0円	0%	0円	0%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

様式第 1 - 2 (日本産業規格 A 列 4 番)

6 都計第 号
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
住 所 安城市総合交通会議
代表者氏名 会長 松本 幸正

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け で認定された地域公共交通
計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 7 年 月 日

○ 変更箇所

別添「表 2」中、4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合の
赤字部分及び西部線、作野線の運行ルート図

○ 変更理由

令和 7 年 4 月に「ららぽーと安城」が開店することに伴い、あんくるバス西部
線、作野線に係る現行の運行ルートを一定期間迂回、その後に「ららぽーと安城」
内に乗り入れるルートに変更することにより、各路線のキロ程が変更になるため。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	名鉄バス株式会社	令和7年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,462,894 千円	営業外収益	50,103 千円	経常収益(イ)	7,512,997 千円
	営業費用	8,512,262 千円	営業外費用	7,527 千円	経常費用(ロ)	8,519,789 千円
	営業損益	△ 1,049,368 千円	営業外損益	42,576 千円	経常損益	△ 1,006,792 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	17,561,589.1 km				経常収支率	88.18 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,804,017 千円	営業外収益	70,292 千円	経常収益(イ')	6,874,309 千円
	営業費用	8,197,497 千円	営業外費用	7,442 千円	経常費用(ロ')	8,204,939 千円
	営業損益	△ 1,393,480 千円	営業外損益	62,850 千円	経常損益	△ 1,330,630 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	17,189,274.5 km				経常収支率	83.78 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,277,169 千円	営業外収益	147,315 千円	経常収益(イ'')	6,424,484 千円
	営業費用	8,459,107 千円	営業外費用	6,806 千円	経常費用(ロ'')	8,465,913 千円
	営業損益	△ 2,181,938 千円	営業外損益	140,509 千円	経常損益	△ 2,041,429 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	17,410,333.3 km				経常収支率	75.89 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
東海	486円25銭	477円32銭	485円13銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
東海	482円90銭	407円92銭	407円92銭	74円98銭	427円80銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
東海	令和 5年 9月13日	基準期間の当年度	3／3	20.76%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域にお けるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ						
				起点	主な 経由地	終点																	
東海			あんくる バス西 部	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	192	日	1,344 (7)	回	7.5	52.5 人	往19.9km 復 . Km	(平均) 19.9Km	往 0.0 Km 復 0.0Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0Km	0.0Km	0%	100%
			あんくる バス作 野	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	192	日	1,344 (7)	回	7.6	53.2 人	往19.9km 復 . Km	19.9Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	100%
東海			あんくる バス西 部	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	76	日	532 (7)	回	7.6	53.2 人	往20.0Km 復 . Km	20.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	100%
			あんくる バス作 野	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	76	日	532 (7)	回	7.6	53.2 人	往20.0Km 復 . Km	20.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	100%
東海			あんくる バス西 部	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	92	日	644 (7)	回	7.5	52.5 人	往19.9Km 復 . Km	19.9Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	100%
			あんくる バス作 野	新安城 駅南口	東刈谷駅北口	新安城 駅南口	92	日	644 (7)	回	7.7	53.9 人	往20.3Km 復 . Km	20.3Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	100%
合計			系統							往120.0Km 復 . Km	120.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0Km	0%	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0km			

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヲ	計画実車走行キ ロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適 用がある場合			3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1＋ コ)×フ＝g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の 適用後のキ ロ当たり経 常収益 ノ'－h＝ノ''	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ''÷マ'' ＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' ＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f		
東海			100%	26,745.6 km	10,910,065 円	86円37銭	20円25銭	20円25銭	86円37銭	106円62銭	4,832,575 円	50,148.0 km	96円36銭	5,299,882 円	50,148.0 . km	105円68銭	5,909,404 円	50148.0 . km	117円83銭	2,310,017 円
			100%	26,745.6 km	10,910,065 円	88円58銭	20円26銭	20円26銭	88円58銭	108円84銭	5,093,099 円	50,148.0 km	101円56銭	5,372,354 円	50,148.0 . km	107円12銭	5,910,643 円	50148.0 . km	117円86銭	2,369,125 円
東海			100%	10655.9 km	4,346,754 円	86円37銭	20円25銭	20円25銭	86円37銭	106円62銭	4,832,575 円	50,148.0 km	96円36銭	5,299,882 円	50,148.0 . km	105円68銭	5,909,404 円	50148.0 . km	117円83銭	920,350 円
			100%	10655.9 km	4,346,754 円	88円58銭	20円26銭	20円26銭	88円58銭	108円84銭	5,093,099 円	50,148.0 km	101円56銭	5,372,354 円	50,148.0 . km	107円12銭	5,910,643 円	50148.0 . km	117円86銭	943,899 円
東海			100%	12841.3 km	5,238,223 円	86円37銭	20円25銭	20円25銭	86円37銭	106円62銭	4,832,575 円	50,148.0 km	96円36銭	5,299,882 円	50,148.0 . km	105円68銭	5,909,404 円	50148.0 . km	117円83銭	1,109,103 円
			100%	13073.2 km	5,332,819 円	88円58銭	20円26銭	20円26銭	88円58銭	108円84銭	5,093,099 円	50,148.0 km	101円56銭	5,372,354 円	50,148.0 . km	107円12銭	5,910,643 円	50148.0 . km	117円86銭	1,158,024 円
合計				100,717.5 km	41,084,680 円					29,777,022 円	300,888.0 km		32,016,708 円	300,888 . km		35,460,141 円	300,888.0 . km		8,810,518 円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ラ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ムーラ＝ウ
東海			8,600,048円	4,909,529円	4,909,529円	4,909,529円	4,909,529円	0円	4,909.0千円	2,454.5千円	10,605,433円	8,150,933円
			8,540,940円	4,909,529円	4,909,529円	4,909,529円	4,909,529円	0円	4,909.0千円	2,454.5千円	10,546,325円	8,091,825円
東海			3,426,404円	1,956,039円	1,956,039円	1,956,039円	1,956,039円	0円	1,956.0千円	978.0千円	4,225,384円	3,247,384円
			3,402,855円	1,956,039円	1,956,039円	1,956,039円	1,956,039円	0円	1,956.0千円	978.0千円	4,201,835円	3,223,835円
東海			4,129,120円	2,357,200円	2,357,200円	2,357,200円	2,357,200円	0円	2,357.0千円	1,178.5千円	5,091,960円	3,913,460円
			4,174,795円	2,399,768円	2,399,768円	2,399,768円	2,399,768円	0円	2,399.0千円	1,199.5千円	5,155,024円	3,955,524円
合計			32,274,162円	18,488,104円	18,488,104円	18,488,104円	18,488,104円	0円	18,486.0千円	9,243.0千円	39,825,961円	30,582,961円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合										
			都道府県			市区町村			その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海			0円	0%	8,150,933円	100%	0円	0%	0円	0%			
			0円	0%	8,091,825円	100%	0円	0%	0円	0%			
			0円	0%	3,247,384円	100%	0円	0%	0円	0%			
			0円	0%	3,223,835円	100%	0円	0%	0円	0%			
			0円	0%	3,913,460円	100%	0円	0%	0円	0%			
			0円	0%	3,955,524円	100%	0円	0%	0円	0%			
合計			0円	0%	30,582,961円	100%	0円	0%	0円	0%			

38千円増額

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

西部線・作野線（迂回）





